

第115期 中間決算公告

2021年12月29日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 庵 栄伸

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,448,058	預 渡 性 預 金	7,293,918
コ 一 ル 口 一 ネ	20,000	譲 渡 性 預 金	87,457
買 入 金 錢 債 権	24,248	コ 一 ル マ ネ 一	260,034
特 定 取 引 資 産	851	売 現 先 勘 定	27,461
金 錢 の 信 託	4,946	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	163,440
有 債 証 券	1,261,044	特 定 取 引 負 債	436
貸 出 金	4,978,963	借 用 用 金	1,539,494
外 国 為 替	11,238	外 国 為 替	50
そ の 他 資 産	66,383	信 託 勘 定 借 債	3,805
そ の 他 の 資 産	66,383	そ の 他 負 債	57,605
有 形 固 定 資 産	72,404	未 払 法 人 税 等	3,142
無 形 固 定 資 産	2,852	リ 一 ス 債 務	149
前 払 年 金 費 用	3,701	資 産 除 去 債 務	187
支 払 承 諾 見 返	30,985	そ の 他 の 負 債	54,126
貸 倒 引 当 金	△ 34,582	退 職 給 付 引 当 金	603
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43
		偶 発 損 失 引 当 金	605
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,070
		繰 延 税 金 負 債	24,908
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,122
		支 払 承 諾	30,985
		負 債 の 部 合 計	9,497,043
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	154,248
		利 益 準 備 金	16,986
		そ の 他 利 益 剰 余 金	137,262
		繰 越 利 益 剰 余 金	137,262
		株 主 資 本 合 計	309,656
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76,358
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 47
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,087
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	84,397
		純 資 産 の 部 合 計	394,054
資 产 の 部 合 計	9,891,097	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,891,097

中間損益計算書

(2021年4月 1日から
2021年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		42,544
資 金 運 用 収 益		28,109
(う ち 貸 出 金 利 息)	(20,764)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(6,377)
信 託 報 酬		16
役 務 取 引 等 収 益		9,439
特 定 取 引 等 収 益		5
そ の 他 業 務 収 益		1,974
そ の 他 経 常 収 益		2,999
経 常 費 用		30,114
資 金 調 達 費 用		545
(う ち 預 金 利 息)	(169)
役 務 取 引 等 費 用		3,792
そ の 他 業 務 費 用		839
営 業 経 常 費 用		21,552
そ の 他 経 常 費 用		3,385
経 常 利 益		12,429
特 別 利 益		18
特 別 損 失		165
税 引 前 中 間 純 利 益		12,282
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,257
法 人 税 等 調 整 額		△ 225
法 人 税 等 合 計		3,032
中 間 純 利 益		9,250

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、子会社株式及び関連法人株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2.（イ）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利となる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが3か月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者(「要管理先」という。)に係る債権については、以下のいづれかの方法により計上しております。

- ① 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者(「要注意先」という。)、および業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(「正常先」という。)に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,387百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる利益剰余金及び損益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち株式は原則として決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格により評価しておりましたが、当中間会計期間末より中間決算日の市場価格により評価しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による影響は、当面の間継続すると想定しており、債務者の財務面にも一定の影響を及ぼす可能性があると想定しております。当中間会計期間末時点においては、新型コロナウイルス感染症による影響も含む債務者の業況変化と、翌期以降の業績回復見込みや中長期的な経営改善計画の実現可能性に基づき、債務者区分の見直しを行い、貸倒引当金を計上しております。

また、債務者の業績変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅延又はその影響の長期化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記については、前事業年度に記載した内容から重要な変更はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 290 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 722 百万円、延滞債権額は 106,174 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 90 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,426 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 122,413 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 14,691 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	728,373 百万円
貸出金	1,473,875 百万円

担保資産に応する債務

預金	13,140 百万円
コールマネー	39,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	163,440 百万円
借用金	1,538,813 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産（現金）50,219 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 2,185 百万円、保証金 1,307 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,308,387 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,210,507 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,591百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 61,703百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は39,845百万円であります。
12. 1株当たり純資産額 376円17銭
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.49%であります。
14. 元本補填契約のある信託の元本金額は、3,805百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,949百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,258百万円、株式等売却損727百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 8円83銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等を含めて記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年9月30日現在)

		中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式		50
関連法人等株式		—
合計		50

これらについては、市場価格のない株式等であります。

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	142,742	42,818	99,923
	債券	591,307	587,133	4,174
	国債	159,717	158,218	1,499
	地方債	311,795	310,772	1,022
	社債	119,794	118,142	1,652
	その他	195,178	182,339	12,839
	外国証券	105,702	101,724	3,978
	その他	89,476	80,615	8,861
	小計	929,228	812,290	116,937
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	15,777	22,045	△6,267
	債券	123,992	124,329	△337
	国債	40,017	40,192	△175
	地方債	58,508	58,569	△61
	社債	25,467	25,568	△101
	その他	186,372	191,673	△5,301
	外国証券	132,148	136,135	△3,987
	その他	54,224	55,538	△1,313
	小計	326,143	338,049	△11,905
合計		1,255,372	1,150,340	105,032

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	15,523
非上場外国証券	0
組合出資金	14,347
合計	29,871

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

なお、当中間期において、非上場株式について146百万円減損処理を行っております。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、「減損処理」は資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※減損処理の判定にあたって、株式の時価は、中間決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,691	百万円
減価償却損金算入限度超過額	269	
退職給付引当金	3,986	
有価証券評価損否認額	9,579	
その他	3,249	
繰延税金資産小計	33,775	
評価性引当額	△23,017	
繰延税金資産合計	10,758	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	32,325	
合併引継土地	2,765	
その他	574	
繰延税金負債合計	35,666	
繰延税金資産の純額	△24,908	百万円

信 託 財 産 残 高 表
(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,805	金 錢 信 託	3,805
合 計	3,805	合 計	3,805

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補てん契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金錢信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	3,805	元 本	3,805
合 計	3,805	合 計	3,805

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。